

BCP

業務継続計画

① 自然災害対策編

改訂版（令和7年4月1日）

小田原市社会福祉協議会 介護サービスセンター

訪問介護事業所



1

総論

01	基本方針	01
02	推進体制	01
03	リスクの把握	02
04	優先業務の選定	04
05	研修・訓練の実施	06
06	BCPの検証・見直し	06

2

平常時の対応

01	建物・設備の安全対策	07
02	電気が止まった場合の対策	08
03	ガスが止まった場合の対策	08
04	水道が止まった場合の対策	08
05	通信が麻痺した場合の対策	09
06	システムが停止した場合の対策	09
07	衛生面の対策	09
08	必要物品の備蓄	10
09	資金手当て	11

3

緊急時の対応

01	BCP発動基準	12
02	行動基準	13
03	対応体制	15
04	対応拠点	16
05	安否確認等	17
06	職員の参集基準	18
07	事業所内外での避難場所・避難方法	19
08	重要業務の継続	19
09	職員の管理	19
10	復旧対応	20
11	固有事項	21

4

他機関・法人等との連携

01	連携体制の構築	22
02	連携対応	22

5

地域との連携

01	被災時の職員派遣	23
02	災害ボランティアセンター開設・運営	24

6

感染症流行下における自然災害発生時の考え方

01	複合災害発生に伴う災害対策の留意事項	25
02	感染症流行下における地震発生の場合	26
03	感染症流行下における水害発生の場合	26

災害や感染症が起ってからでは間に合わない。

少しの備えがいざというとき
あなたの命や事業所を守ります。

業務継続計画(BCP)とは

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを業務継続計画という。

業務継続計画の必要性

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠くことのできないものである。昨今、大規模な災害の発生がみられるなか、介護施設や事業所において、災害発生時に適切な対応を行い、その後もご利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要である。

【イラスト】 小田原城（神奈川県小田原市）

01 基本方針

業務継続計画[自然災害対策編](以下、「BCP自然災害対策編」という。)は、地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水等による自然災害が発生しても重要な事業を中断させない、又は中断を余儀なくされる場合であっても、可能な限り短期間・短時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものであり、次の方針に則り実施することとする。

➔ **ご利用者の安全確保**

ご利用者は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じる恐れがあることに留意して安全の確保に努める。

➔ **サービスの継続**

ご利用者の生命、身体の安全及び健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

➔ **職員の安全確保**

職員の生命を守り、生活の維持に努める。

➔ **BCPの実効性の確保**

平常時から、訓練・研修等を通じて、災害時に不足する資源に対する適切な対応策を検討しBCPの実効性の確保を図る。

02 推進体制

主な役割	部署・役職	備考
○ 総括責任者	事務局長(運営管理者)	災害や感染症に関する情報収集 他
○ 責任者	介護サービスセンター リーダー	○ BCP改定検討 他
○ 管理者	訪問介護事業所 管理者	○ BCP改定検討 ○ 研修・訓練の計画と実施、連絡 ○ 他機関との連絡調整・情報収集 ○ その他

03 リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

風水害 「小田原市ハザードマップ」による当事業所所在地のリスク

-  家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)
-  0.5~3.0m未満(1階の屋根まで浸水)



地震 「小田原市揺れやすさマップ」による当事業所所在地の危険度等

揺れやすさ	高い	やや高い	普通	やや低い	低い
液状化危険度	高い	やや高い	普通	やや低い	低い
建物被害危険度	高い	やや高い	普通	やや低い	低い
建物火災危険度	高い	やや高い	普通	やや低い	低い
微地形区分	扇状地				



② 被災想定

冬季・18時 発災

【小田原市内の被災想定】 神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)から抜粋

項目		想定	東海地震	大正型 関東地震	都心南部 直下地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	
マグニチュード			8.0	8.2	7.3	6.7	9.0	
人的被害	死者数 (人)	*	990	*	160	10		
	津波による死者数 (人)	*	800	-	70	*		
	負傷者数 (人)	240	8,000	250	2,560	390		
	うち 重症者数 (人)	*	550	*	110	10		
建物被害	全壊棟数 (棟)	90	22,720	30	3,860	200		
	半壊棟数 (棟)	1,080	16,030	880	11,310	2,050		
	津波	全壊棟数 (棟)	20	410	-	40	30	
		半壊棟数 (棟)	270	410	-	230	300	
火災被害	出火件数 (件)	0	80	*	10	*		
	焼失棟数 (棟)	0	4,480	0	710	0		
自力脱出困難者数 (人)		0	3,360	0	250	*		
避難者数 (要配慮者)	高齢者 (人)	260	12,640	130	4,490	420		
	要介護3以上 (人)	70	3,530	40	1,250	120		
エレベーター停止台数 (台)		20	180	20	170	20		
電力	停電軒数 (軒)	152,030	152,030	40	152,030	152,030		
都市ガス	供給停止戸数 (戸)	0	35,690	0	35,690	0		
LPガス	供給支障戸数 (戸)	0	580	0	440	0		
上水道	断水人口 (人)	1,390	169,390	570	60,280	4,710		
下水道	機能支障人口 (人)	2,730	18,700	2,880	7,760	3,250		
通信	不通回線数 (回線)	69,100	70,080	20	69,240	69,120		
避難者数	1日後 (人)	2,360	116,460	1,220	41,340	3,850		
	1か月後 (人)	1,740	88,100	1,220	25,440	3,210		
帰宅 困難者数	直後 (人)	14,520	14,520	14,520	14,520	14,520		
	2日後 (人)	0	14,520	0	14,520	14,520		
災害廃棄物 (万ト)		5	465	3	106	106		

※ * = わずか(0.5以上10未満)、0 = 0.5未満

③ 自事業所で想定される影響

「地震10秒診断(防災科学技術研究所・日本損害保険協会)」から想定される地震被害により設備等の影響を整理する。

<30年以内に起こる地震の予測(小田原市久野)>

震度 6強

確率 19%

		発災	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	25 日目	37 日目
電気	停電		→	→	→	→	→	→	→
飲料水(上水道)	備蓄		→	→	→	→	→	→	→
生活用水	停止		→	→	→	→	→	→	→
下水道	簡易トイレ		→	→	→	→	→	→	→
都市ガス	停止		→	→	→	→	→	→	→
固定電話	不通		→	→	→	→	→	→	→
携帯電話	不通		→	→	→	→	→	→	→

① 目標時間

A	災害発生後ただちに開始
B	災害発生から24時間以内に開始
C	災害発生から72時間(3日)以内に開始
D	災害発生から1週間以内に開始
E	災害発生から1週間以上経過後に開始



② 事業別 優先業務

ア 訪問介護・障害福祉サービス・自主契約

目標時間	優先する業務
A	職員(含 登録ホームヘルパー)の安否確認
B	利用者の安否確認及び所在確認(避難場所など)
	居宅介護支援事業所や相談支援事業所への連絡
C	現行訪問介護・障害福祉サービスの提供
	利用者家族への連絡(利用者が家族と連絡が取れていない場合)
	ニーズ把握(地域福祉と連携)
	災害ボラセン開設準備・活動資機材準備/災害ボラセン開設への合流
E	新規訪問介護等サービスの提供
当面停止する事業・業務	
<input type="checkbox"/> 登録ホームヘルパー資質向上研修 <input type="checkbox"/> サービス担当者会議への出席 <input type="checkbox"/> 介護サービスセンター運営会議 他	

③ 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分からみた優先度

◎	生命維持のために実施	○	代替案を考え 何らかの方法で実施	△	可能な範囲で実施	×	緊急時には 実施しなくともよい			
サービス準備・記録等			身体介護			身体介護				
①	健康チェック	-	①	排泄介 助	トイレ	×	⑧	身体整容	×	
②	環境整備	-			Pトイレ	○	⑨	更衣介助	×	
③	相談援助 情報収集・提供	-			おむつ交換	○	⑩	体位変換	○	
④	サービス提供の記録	○	②	食事介助	◎	⑪	移乗・移動	移乗介助	×	
生活援助			③	特段の配慮を要す調理	◎		移動介助	×		
①	掃除	×	④	清拭	△	⑫	通院・外出介助(※)	-		
②	洗濯	×	⑤	部分浴	手浴・足浴	×	⑬	起床・ 就寝介助	起床介助	×
③	ベッドメイク	×			洗髪	×		就寝介助	×	
④	衣類の整理・補修	×	⑥	全身浴	×	⑭	服薬介助	◎		
⑤	調理・配下膳	△	⑦	洗面等	洗面	×	⑮	自立支援のための見守りの 援助	×	
⑥	買い物	×			口腔ケア	○				
⑦	薬の受け取り	△	※◎○項目に資する通院介助は◎							

※ 優先度が高い項目(◎や○)の実施内容については④に記載
一律に判断できない項目(状況に応じる)は、(-)と記載

④ 優先度の高いサービス行為の考え方:身体介護

優先度	項目	実施の考え方
○	排泄介助	断水の影響で、水洗式トイレが使用できない場合は簡易トイレを作成して対応する。 (便座にビニール袋を取り付け、新聞紙やペットシート等を敷く)
		簡易トイレが準備できない場合は、リハビリパンツやおむつを装着していただく。
		やむをえない場合には、訪問回数を減らしたり、排泄介助に要する時間を短縮しても差し支えない。
◎	食事介助	利用者の嚥下能力に適した食事の準備ができる場合は対応する。(含 胃ろう対応)
◎	特段の配慮を要す調理	食材の在庫があり、かつ調理できる環境が整っている場合は実施する。
○	口腔ケア	肺炎のリスクが高い利用者には、できる限り実施する。
		断水の場合は口腔ケアより飲料水確保を優先する必要があるため、口腔内を柔らかい布もしくは口腔ケアブラシ等で拭い、口腔内の食物残渣をできる限り取り除く。
○	体位変換	褥瘡予防のため、自力で寝返りや起居及び移乗が困難な利用者に対して実施する。
◎	服薬介助	服用しないことで症状が重篤化する恐れのある利用者に対して実施する。
		残薬が少ない場合は、主治医に確認して指示を仰ぐ。



05 研修・訓練の実施

区 分	開催時期	内 容
入職時研修	入職時	BCPの概念・必要性等
全体研修	年間計画による	
訓練(シミュレーション)	年間計画による	役割分担、実施手順、人員代替 物資調達方法を机上訓練等で確認
外部研修等	随時	外部団体等主催の研修会を受講

06 BCPの検証・見直し

時 期	毎年2月
実施内容	<input type="checkbox"/> BCP関連の最新動向を把握し、見直しを実施 <input type="checkbox"/> 研修を通じて得た疑問点や改善点を基にBCPの見直しを実施 <input type="checkbox"/> 訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映



01 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

対 象	対 応 策
おだわら総合医療福祉会館	○新耐震基準(※)適合につき、対応しない。

※「新耐震基準」… 建築年が1981年(昭和56年)以後の建築物に適用

② 設備・什器類の耐震措置

対 象	対 応 策
介護サービスセンター (おだわら総合医療福祉会館1階)	○頭上より高いところに5kg以上の物品を置かないように留意する。やむを得ず置かなければならない場合は、固定措置を行う。 ○避難時の障害物化を防ぐため、不安定に物品を積み上げずに日頃から整理整頓を行うこと。

③ 水害対策

対 象	対 応 策
介護サービスセンター (おだわら総合医療福祉会館1階)	○浸水による危険性について、定期的に管理者等が点検を実施(公用車の移動を含む)



02 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機又は代替案
室内コンセント	○自家発電機による電力供給 ○電力の使用は最小限に留める
情報通信機器(パソコン、電話インターネット、テレビ等)	○パソコン起動は最小限に留める(起動したパソコンも作業時以外はディスプレイの電源オフかスリープとする) ○スマホ等無線機器により情報収集
コピー機、プリンター	○自家発電機
冷凍冷蔵庫	○急速保冷剤で代替
室内電灯 	○日中は原則として消灯 ○災害備品のLED懐中電灯、LEDランタン、ヘッドランプ等を使用
冷暖房器具	○使い捨てカイロ ○灯油ストーブ(乾電池式)
〈災害時電源供給〉 自動車バッテリー	○インバーターを介し、緊急の電源 ※ 供給用として活用を検討(燃料メーターが約半分を示したら給油することを習慣化)

03 ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機又は代替案
給湯設備・調理器具	○都市ガス復旧まで、それまでの間はカセットコンロで代替

04 水道が止まった場合の対策

対応区分	具体的対応策
飲料水の確保	○職員は最低3日分を各自で準備(災害時職員対応マニュアル第3版に規定) ○職員用として2ℓペットボトル×人数×3日を確保
生活用水の確保	○給水車供給用10L給水バッグ×10袋
節水対策	○紙製食器もしくはラップ併用

05 通信が麻痺した場合の対策

停電中	<ul style="list-style-type: none">○事業所契約携帯電話 36台(訪問介護)○緊急連絡網の活用○公用車のラジオからの情報収集○必要に応じて職員個人の携帯電話を使用
電気復旧後	<ul style="list-style-type: none">○固定電話○パソコン、携帯電話によるインターネット及びSNS等による情報収集

06 システムが停止した場合の対策

平時	<ul style="list-style-type: none">○データ類の喪失に備え、定期的に最新データのバックアップを行うとともに、クラウドを活用する。○BCP関係書類等は、データによる保存以外に、速やかに活用できるよう印刷のうえ紙媒体で保存しておく。(利用者情報等)○浸水リスクが想定される場所には、サーバーを設置しない。
停止時	<ul style="list-style-type: none">○機器の不具合等が原因で、パソコンによるデータ処理が困難な場合は、電気復旧まで手書きにより処理する。○緊急避難時には、利用者に関するデータなど通常の業務遂行に必要な書類等を持ち出すこととする。

07 衛生面の対策

トイレ	<ul style="list-style-type: none">○職員用の簡易トイレ及び消臭固化剤を備蓄しておく。
汚物対策	<ul style="list-style-type: none">○排泄物などの汚物は、中の見えないビニール袋などに入れて消臭固化剤を使用して密閉し、衛生面に留意のうえ、職員や来館者の出入りのない場所に一時保管しておく。(消臭固化剤を使用した汚物は、燃えるゴミとして処理が可能)

在庫量及び
必要量の確認

- 被災時に必要な「飲料・食品」「医薬品・衛生用品・日用品」「備品・消耗品」は下記のリストにより整理し、計画的に備蓄する。
- 定期的にリストの見直しを実施する。
- 備蓄品によっては、賞味期限や消費期限等があるため、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。



① 飲料・食品

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
飲料水	2ℓ×人数	製品記載のとおり	各自のロッカー	常勤職員
非常食	3,000kℓ分×人数			
【参考】ミルクチョコレート1枚(279kℓ)、ビスコ1箱(324kℓ)、乾パン100g(400kℓ)、カロリーメイト1本(100kℓ)				

② 医薬品・衛生用品・日用品

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
電子体温計	必要数	浸水被害のない場所	リーダーが指示する者
簡易トイレ	//	//	//
消臭固化剤	//	//	//
カセットコンロ(含 ボンベ)	//	//	//
指定ゴミ袋	//	//	//
ポリ袋	//	//	//
食品用ラップ	//	//	//
応急手当キット一式	//	//	//

③ 備品・消耗品

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
ポリタンク(給水受け用)	必要数	浸水被害のない場所	リーダーが指示する者
乾電池	//	//	//
粘着テープ(養生テープ)	//	//	//
ブルーシート	//	//	//
ロープ	//	//	//
懐中電灯	//	//	//
メガホン	//	//	//
毛布	//	//	//
自転車	//	//	//

手許資金	○小口現金(介護サービスセンター事業拠点区分)を活用する。 ○支払業務については、法人本部(総務企画係)にて対応する。
火災保険	○おだわら総合医療福祉会館1階(小田原市所有)への入居団体のため、事業所が加入している火災保険はない。(小田原市が火災保険等に加入)

01 BCP発動基準

地震による発動基準

小田原市内において、「震度5弱」以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱等を総合的に勘案し、小田原市社会福祉協議会(以下「本会」という)会長が必要と判断した場合に、本会会長の指示に従いBCPを発動し、災害対策本部を設置する。



5弱

【震度5弱】

- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

風水害による発動基準

小田原市が発する避難情報(防災気象情報)において、「警戒レベル3」以上が発出されている状況で、被災状況や社会的混乱等を総合的に勘案し、本会会長が必要と判断した場合に、本会会長の指示に従いBCPを発動し、災害対策本部を設置する。

災害発生の危険度

【警戒レベル5】(市町村が発令)は既に災害が発生又は切迫している状況です。

警戒レベル3	
市民が取るべき行動	高齢者等(避難行動に時間を要する者)は、避難行動をとる。その他の者は、避難行動の準備をする。
小田原市が発出する避難情報	避難準備 高齢者等避難開始
気象庁が発出する雨の情報	大雨警報・洪水警報
国土交通省等が発出する河川の情報	氾濫警戒情報

移動中に被災した場合

1 自身の身の安全を確保

徒歩／自転車運転中	建物から離れ、安全な場所に移動
自動車運転中	路肩に停車し、揺れが収まるまで待機
エレベーター乗降中	すべての階のボタンを押し、止まった階で降りる

2 周囲の安全を確認

- 落下物や倒壊の恐れのある場所、ガラスから離れるよう注意
- ブロック塀や自動販売機に近づかないよう注意
- かばんなどで頭部を保護

3 安全な場所から事業所に安否報告



4 家族の安否を確認

5 被害についての情報収集

- ラジオやインターネットなどで被害情報を収集
- 神奈川県や小田原市の公式X(旧ツイッター)などSNSを活用

訪問中に被災した場合

1 自身とご利用者の身の安全を確保

- 「落ち着いて行動してください」と声掛けする
- 頭部をクッションなどで保護する
- テーブルの下など、安全な場所へ移動し、揺れが収まるのを待つ
- 揺れが大きい時は、無理に消火せず、身の安全を確保する
- 揺れが収まってから、火の始末や初期消火をする

2 揺れが収まったら、避難経路の確認

火災・倒壊の恐れあり

地域の避難所など

- ドア・窓を開けて出口を確保
- ガラスの破片等がある場合は靴を履いて移動
- 近隣住民に協力依頼

火災・倒壊の恐れなし

在宅避難など

- 懐中電灯・ラジオを手元に置く
- 断水に備え、風呂や鍋に水を汲む
- 水分・食料・電話機をそばに置く
- 近隣住民に避難時の協力依頼

3 安全を確認してから事業所に安否報告

連絡がついた場合

上司の指示に従う

連絡がつかない場合

「自身の安全」から判断

ご利用者宅

事業所へ戻る

帰宅

4 家族の安否を確認

5 被害についての情報収集

- テレビ・ラジオやインターネットなどで被害情報を収集
- 神奈川県や小田原市の公式X(旧ツイッター)などSNSを活用
- 自宅外への避難が必要か判断し、ご利用者の意向を確認

災害対策本部

災害の規模に応じて、災害対策本部を設置する。

本部の役割	<input type="checkbox"/> 市社協の災害対策について方針を決定 <input type="checkbox"/> 市社協が実施すべき災害対策を推進・実施 <input type="checkbox"/> 市災害対策本部との連絡調整 <input type="checkbox"/> 他の社会福祉団体、社会福祉施設等との協働等 <input type="checkbox"/> その他、市社協の災害対策に必要な活動
本部の組織及び事務所	<input type="checkbox"/> 設置施設;おだわら総合医療福祉会館 <input type="checkbox"/> 事務所;事務室、打合せ室、資材室 ※ 必要に応じ24時間にわたる業務体制を確保 → 休憩・仮眠スペースを確保
本部会議	<input type="checkbox"/> 本部の災害対策を検討し方針決定 <input type="checkbox"/> 本部の災害対策の円滑な実施についての必要な協議・指示及び調整

【本部構成】

構成	職名	職務
本部長	会長	最高責任者として、本部員を指揮し災害対策を実行
副本部長	常務理事	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは本部長に代わって、その職務を執行
事務局長	事務局長(介護サービスセンター 運営管理者)	本部長の指示により事務局職員を指揮して、市社協の災害対策を実行
リーダー	リーダー	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、事務局長に代わって、その職務を分担し執行

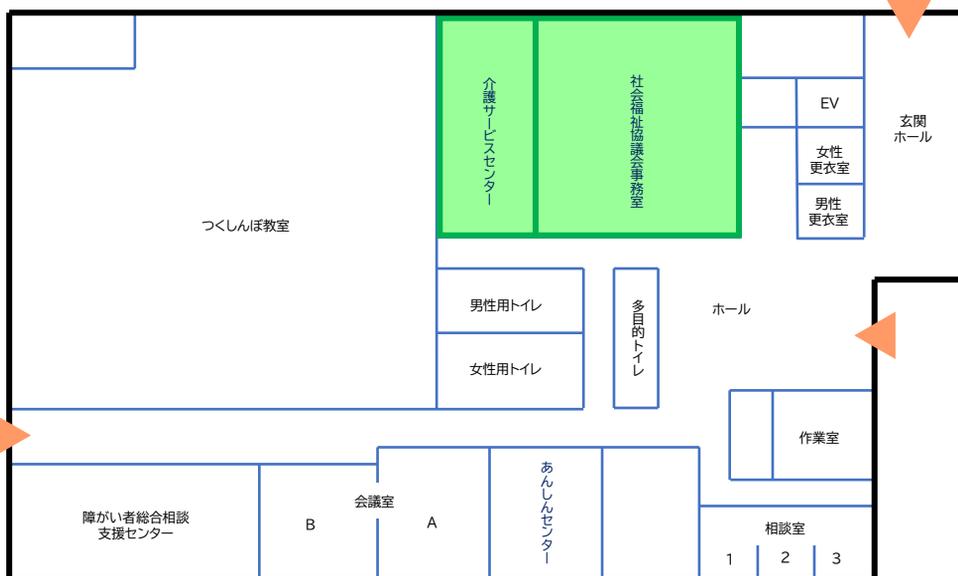
【本部体制イメージ】 (発災後72時間以内・第3号体制での想定・人数は目安)



※ 人数は臨時職員以外の職員数(令和7年4月1日時点)

04 対応拠点

第1候補場所	介護サービスセンター（おだわら総合医療福祉会館1階）
第2候補場所	社会福祉協議会事務局（おだわら総合医療福祉会館1階）
第3候補場所	おだわら総合医療福祉会館が使用できない場合は、小田原市と協議のうえ決定



05 安否確認等

① 利用者の安否確認等

発災後 24時間以内	勤務時間内	サービス提供時間外	<ul style="list-style-type: none"> ①可能な限り、ご利用者と連絡をとり、身体・家屋・その他必要な状況を確認する。 ②可能な限り訪問のうえ確認する。 ③避難の必要性のある利用者が自宅にいることが確認された場合、指定避難所や災害対策本部等に利用者の状況を伝え、救済を要請する。
		サービス提供中	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者とともに安全を確保 ②状況に応じて利用者を避難所に誘導 ③事業所に状況報告
	勤務時間外	安全な参集ルート上にご利用者宅がある場合は、利用者の安否確認を行いながら参集する。	
72 発災後 時間以内		<ul style="list-style-type: none"> ①可能な限り、ご利用者と連絡をとり、身体・家屋・その他必要な事項を確認する。 ②可能な限り訪問のうえ確認する。 ③避難の必要性のある利用者が自宅にいることが確認された場合指定避難所や災害対策本部等に利用者の状況を伝え、救済を要請する。 	

※ 安否確認の際は、下記の様式「利用者安否確認シート」を活用する。

利用者安否確認シート				
利用者氏名	安否確認	容態・状況	指定避難所への避難	備考
様	無事・負傷・死亡・不明		有・無(自宅・その他)	
様	無事・負傷・死亡・不明		有・無(自宅・その他)	

② 職員の安否確認等

発災時	勤務時間内	事業所内	点呼による確認を行い、リーダーに報告
		サービス提供中(含 移動中)	利用者の安否確認とあわせて、状況確認(連絡が取れない場合は、報告を待つ)
	勤務時間外	自宅等	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅等で被災した場合は、電話、メール、災害用伝言ダイヤル等で事業所に安否情報を報告 ・報告事項には、職員本人及び家族の安否や出勤の可否を含める。

※ 安否確認の際は、下記の様式「職員安否確認シート」を活用する。

職員安否確認シート					
職員氏名	安否確認	自宅の状況	家族の安否	参集の可否	事業所到着予定時間(見込)
	無事・負傷 死亡・不明	全壊・半壊 一部損壊・損壊なし	無事・負傷 死亡・不明	可・否	
	無事・負傷 死亡・不明	全壊・半壊 一部損壊・損壊なし	無事・負傷 死亡・不明	可・否	

06 職員の参集基準

① 職員の動員・参集基準

種別	災害の程度	動員	参集者
第1号体制	○小田原市内の数地域で災害、又は災害が発生する恐れが高いとき	事務局長が情報を収集し、必要と判断した場合に動員	○事務局長(運営管理者) ○各リーダー
第2号体制	○広域に災害が拡大、又は大規模な局地災害が発生したとき		○第1号体制参集者 ○専任職員 →初動事務局開設
第3号体制	○小田原市内全域で災害が発生したとき ○東海地震に関して強化地域判定会招集情報、又は警戒宣言が発令されたとき ○小田原市内に震度5弱以上の地震が発生したとき	動員指示を待たずに参集	○会長 ○常務理事 ○第1・2号体制参集者 ○囑託職員

② 第3号体制時の参集方法

災害状況により可能な方法で安全なルートにより参集する。参集後は事務局長に報告し、指示あるまで待機する。(参集場所;おだわら総合医療福祉会館)

勤務時間外に災害が発生したとき

家族の安否を行い、対応が必要な場合	緊急対応を行ったうえで判断し参集
近隣住民への支援が必要な場合	支援を行い、その後に参集

初動において長時間の勤務拘束の可能性があることから、以下の物品を各自用意しておく。(目安として3日分)

参集時の持ち物

種類	品目
見回り品	タオル、着替え、雨具、季節に応じた防寒具など
通信機器	携帯電話、充電器など
消耗品	文具など
その他	ラジオ、懐中電灯、乾電池、飲料水、食糧など

職員の参集にあたっての条件設定

参集が不可能な職員 10%

自ら及び家族の死傷等により参集が不可能なものと想定する。

10km圏内に居住

- ・徒歩参集速度を障害物による迂回、途中休憩等に鑑み2km/hとする。
- ・家族等の安否確認等に時間を要すると仮定し、参集開始時間を発災から12時間後、24時間後、48時間後として、それぞれ30%ずつ参集可能と想定する。残りの10%については、直ちに参集可能と想定する。

10~20km圏内に居住

- ・徒歩参集速度を障害物による迂回、途中休憩等に鑑み2km/hとする。
- ・家族等の安否確認等に時間を要すると仮定し、参集開始時間を発災から12時間後、24時間後、48時間後として、それぞれ30%ずつ参集可能と想定したうえで、10kmを超えて、距離が1km遠くなるごとに、10%ずつ徒歩参集できない職員が増加するものとする。
- ・上記の徒歩参集困難な職員は、徒歩ではなく鉄道で参集するものとし、具体的には下記の20km圏外の職員と同様、発災後7日以降に、最寄りの鉄道を用いて出勤するものと想定する。

20km圏外に居住

- ・鉄道により参集するものとする。
- ・発災後7日以降に、最寄りの鉄道を用いて出勤するものと想定する。

07 事業所内外での避難場所・避難方法

【事業所内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	1階ホール(社会福祉協議会事務室前)	
避難方法	落下物に注意し、ヘルメットを着用	

【事業所外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	玄関前駐車場	
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・落下物に注意し、ヘルメットを着用 ・救急セットの持出し ・通行車両の敷地内への緊急進入に注意 	

08 重要業務の継続

平常時の対応で選定した優先事業・業務から特に重要な業務の継続方法

経過目安	発災後 6時間	発災後 24時間	発災後 72時間(3日)	発災後 1週間
出勤率	30%	50%	70%	90%
ライフライン	停電・断水	停電・断水	断水(上水道)	復旧
業務基準	優先順位の比較的高い利用者から安否確認	安全と生命を守るための必要最低限の業務	一部停止又は縮小とするが、少しずつ通常に近づけていく	ほぼ通常業務

09 職員の管理

【休憩・宿泊場所】

休憩場所	宿泊場所
別途指定する場所 (相談室や会議室等)	<ul style="list-style-type: none"> ・別途指定する場所(相談室や会議室等) ・事業所の近隣において宿泊施設や宿泊場所の確保を考慮する。

【勤務シフト】

事務室への泊まり込み	原則2日間まで
睡眠不足や体調不良が認められる場合	日中勤務時間中であっても最低1時間以上の睡眠時間を確保(勤務扱い)
1日の勤務終了から次の勤務開始までの時間	原則6時間は空ける
災害時における臨時的シフト編成	参集状況により割り振る

【その他】

メンタル面への配慮	日常的な声掛けやコミュニケーションを大切にする。
-----------	--------------------------

① 破損箇所の確認

- 被害のあった箇所は、写真を撮り、記録する。
 復旧作業が円滑に進むよう、下記の様式「建物・設備の被害点検シート」を活用する。

建物・設備の被害点検シート		
対象箇所	状況(いずれかに○)	対応事項/特記事項
柱	重大/軽微/問題なし	
天井	重大/軽微/問題なし	
壁面(外)	重大/軽微/問題なし	
壁面(内)	重大/軽微/問題なし	
床面	重大/軽微/問題なし	
電気	重大/軽微/問題なし	
照明	重大/軽微/問題なし	
水道	重大/軽微/問題なし	
固定電話	重大/軽微/問題なし	
インターネット	重大/軽微/問題なし	
窓ガラス	重大/軽微/問題なし	
キャビネット	重大/軽微/問題なし	
窓口シャッター	重大/軽微/問題なし	
給湯設備	重大/軽微/問題なし	
エアコン	重大/軽微/問題なし	

② 設備・業務用ソフト等業者連絡先一覧表の整備

復旧作業が円滑に進むよう、下記の様式「設備・業務用ソフト等業者連絡先一覧表」を活用する。

設備・業務用ソフト等業者連絡先一覧表		
業者名	電話番号	備考

③ 情報発信

関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応

情報発信	法人本部・総務企画係において一括して行う。
マスコミ等との対応窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として事務局長が対応する。 ・事務局長に事故あるときは、総務企画担当リーダーもしくは常務理事を窓口とする。
情報公表上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・法人内で公表のタイミング、範囲、内容、方法について事前に方針を決めておく。 ・利用者や家族及び職員のプライバシーに配慮するとともに、風評被害等を招かないように丁寧かつ正確な説明に努める。

サービス別	内 容
訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> □ 休止・縮小が余儀なくされることを想定し、基準を定めて利用者をご家族に説明しておく。 □ 必要に応じてサービスの前倒しを想定する。 □ 居宅介護支援事業所や地域の関係機関と連携のうえ、可能な場合には避難先においてサービスを提供できるようにする。 □ サービス提供にあたっては、登録ホームヘルパーの移動による負担を軽減するため、一定圏内での活動に限定することも視野に入れる。 □ 人員を確保できない場合は、他のサービスへの変更を想定する。 □ テレワークのできる業務は、テレワークに変更する。 □ ご利用者と職員の安否確認などの各種連絡業務を想定する。 □ 緊急連絡に備えて、複数の連絡先や連絡手段を把握しておく。 □ 職員の出勤困難に備え、応援要請先の確保と必要な業務をマニュアル化して分かりやすくしておく。 □ 職員の人員に応じて、業務を絞る。 □ 避難所でのケアも想定する。 □ ライフラインが寸断された場合に備えた備蓄を行う。

4

他機関・法人等との連携

01 連携体制の構築

- 平常時から近隣の他機関や法人との協力関係を構築
- 近隣市町社会福祉協議会との関係性を高め、相互支援体制を整備
- 地区社会福祉協議会を通じて、地域の協力体制を構築
- 利用者の相互受入れに係る他事業所との連携・協議

普段から良好な関係を作るよう工夫することが大切！

02 連携対応

① 利用者の相互受入れに係る連携協定の早期実現

相手を支援する観点だけでなく、支援を受ける立場になって、どうすれば円滑に相手から支援を受けられるか、検討・準備を行うことが重要

② 利用者情報の整理

連携先事業所においても適切な支援を受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などにあらかじめ記載しておく。

01 被災時の職員派遣

かながわ災害福祉広域支援ネットワークへの参画

災害時において、被災市町村では福祉的支援の調整が困難となることが予想される。神奈川県では、大規模災害の発生に備え、福祉関係団体等と協働し、大規模災害における高齢者や障がい者など、特に配慮を要する者人(要配慮者)を支援するため、平成28年7月に「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク」を構築した。

＜ネットワーク構成団体一覧＞(令和6年4月1日現在)	
(一社)神奈川県介護支援専門員協会	(公社)神奈川県介護福祉士会
(一社)神奈川県高齢者福祉施設協議会	(福)神奈川県社会福祉協議会
(公社)神奈川県社会福祉士会	神奈川県身体障害施設協会
(一社)神奈川県精神保健福祉士協会	(一社)神奈川県知的障害施設団体連合会
(公社)神奈川県理学療法士会	(一社)神奈川県老人保健施設協会
(一社)相模原市高齢者福祉施設協議会	(公社)横浜市福祉事業経営者会
(一社)神奈川県作業療法士会	〈計13団体〉

神奈川県災害派遣福祉チーム(神奈川DWAT)への職員登録

大規模災害においては、高齢者、障がい者、子ども等の災害時要配慮者が、長期の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、体調の悪化や要介護度の重度化、さらには災害関連死といった二次被害の発生が指摘されており、避難生活における福祉ニーズへの対応が求められている。

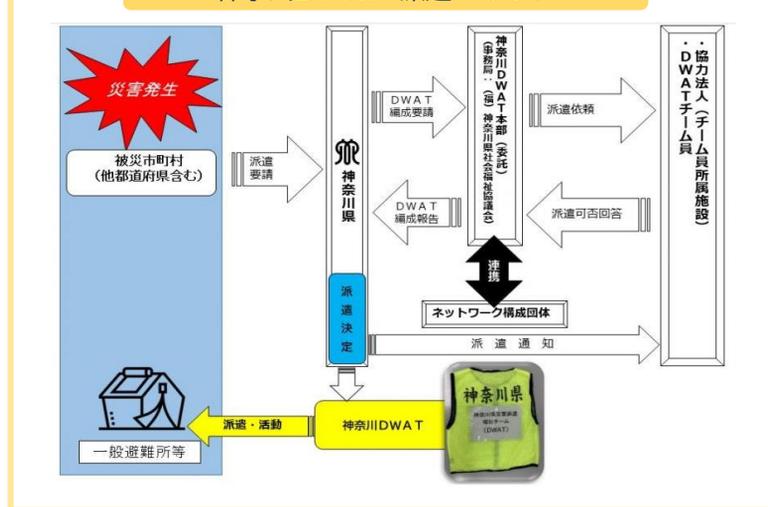
こうした中、国では、平成30年5月に「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」(令和5年3月31日改正)を発出し、各都道府県において、災害福祉支援ネットワークの構築と災害派遣福祉チームの組成について示された。

神奈川県では、すでに設置していた、かながわ災害福祉広域支援ネットワーク構成団体の協力の下、令和2年度に神奈川県災害派遣福祉チーム(神奈川DWAT)を設置した。

協定締結法人・施設数	46法人100施設	チーム員登録数	256名
------------	-----------	---------	------

(令和6年9月1日現在)

神奈川DWAT 派遣のながれ



社協の一員として 市民が安心安全に暮らせるための災害支援に取り組む！

BCPの運用とともに災害ボランティアセンターを開設・運営

災害ボランティアセンターは、被災者・被災地支援のための応急対策を円滑に行うとともに被災者・被災地の一日も早い復興を目指して地域の再生を進めるために、関係機関や市民活動団体等と協力しながら、ボランティアによる救援活動を効果的かつ効率的に展開することを目的に設置される。

小田原市地域防災計画では、「大規模な地震発生時等に応急対策を実施するにあたり、市及び防災関係機関等だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受入れ等の事務を行う市災害ボランティアセンターを開設する」と定められている。

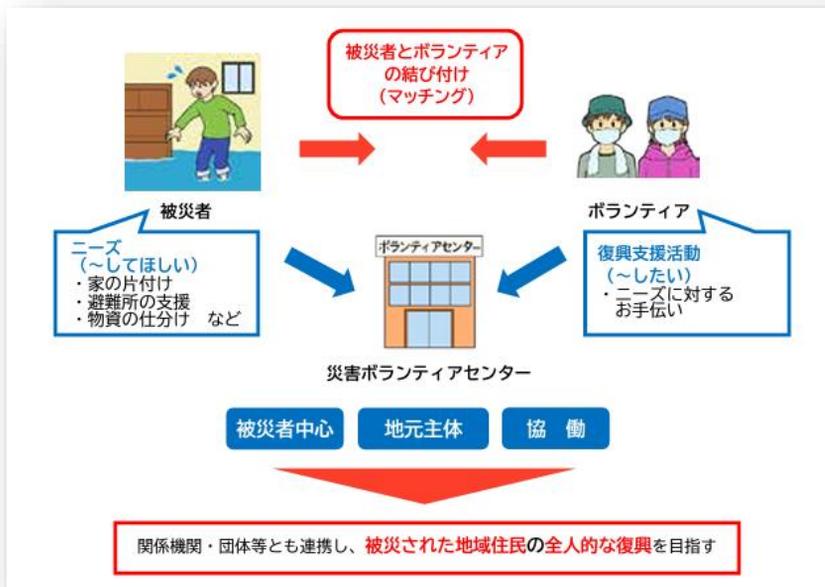
◆災害ボランティアセンターで行われていること◆

- ・ボランティア活動に関する行政、関係機関等との連絡調整
- ・被災者ニーズの把握、被災世帯調査
- ・ボランティアの募集、マネジメント
- ・ボランティア活動の支援(受付～活動報告)
- ・様々な支援活動・支援への資源などの調整(資機材の調達・集積や調整)
- ・情報発信(被災者への支援活動の告知、ボランティア募集、マスコミ対応)
- ・ボランティア活動に係る事務(ボランティア活動保険加入手続き、活動資金調達)

◆社協が災害ボランティアセンターを設置する理由◆

- ・行政や地域の関係機関、団体との繋がりがある。
- ・福祉サービス事業者として要援護者を把握している。
- ・全国的なネットワークがある。
- ・これまで社協としての災害支援のノウハウがある。
- ・センター閉所後も社協の本来機能として被災者の生活支援、復興支援にあたる。
- ・社協が設置することが関係者で合意され、一般的にも定着している。

(出典:「平成28年度災害ボランティアセンター運営者研修」全国社会福祉協議会全国ボランティア・市民活動センター)



01 複合災害発生に伴う災害対策の留意事項

① 事業の特徴

サービス別	自然災害	感染症
訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> □ 休止・縮小が余儀なくされることを想定し、基準を定めて利用者ご家族に説明しておく。 □ 必要に応じてサービスの前倒しを想定する。 □ 人員を確保できない場合は、他のサービスへの変更を想定する。 □ テレワークでできる業務は、テレワークに変更する。 □ 利用者と職員の安否確認などの各種連絡業務を想定する。 □ 緊急連絡に備え、複数の連絡先や連絡手段を把握しておく。 □ 職員の出勤困難に備え、応援要請先の確保と必要な業務をマニュアル化して分かりやすくしておく。 □ 職員の人員に応じて、業務を絞る。 □ 避難所でのケアも想定する。 □ ライフラインが寸断された場合に備えた備蓄を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 業務を中断することができない。 □ 自宅療養中の利用者を訪問する場合も想定する。 □ 必要備品を持参し、業務を継続する。 □ 訪問先の担当が変更となる場合も想定する。 □ 職員の就業制限に備え、応援要請先の確保と必要な業務をマニュアル化して分かりやすくしておく。 □ 職員同士が濃厚接触にならないように配慮する。 □ 職員の健康管理は、同居の家族も含めて行う。 □ 感染拡大防止に必要な備蓄を行う。 □ 職員の人員に応じて業務を絞る。

自事業所の業務内容・人員体制・建物構造なども考慮する

感染拡大防止対策を講じながらの災害対策の留意事項

職員数の不足

新型コロナウイルス感染症の発生下においては、事業所の職員が感染(疑い)者や濃厚接触者となった場合、入院や自宅待機等により出勤できない場合があるが、それに加えて、自然災害により職員が被災したり、負傷したりすることで、さらに職員が不足することが想定される。

一方で、自然災害による被害状況によっては、特に近隣からの職員の応援が困難になることやボランティア等の不足も想定される。

なお、感染症の発生下におけるボランティアの受入については、感染防止対策にも留意が必要である。

建物・設備の損傷

自然災害により、事業所の建物や設備が損傷し、全部または一部が使用できなくなるおそれがある。

物資の調達

自然災害による被害状況によっては、製造・流通への影響や復旧作業の遅れにより、必要な物資の確保がさらに困難になることが想定される。

02 感染症流行下における地震発生の場合

感染症 + 地震 の場合における再検討事項

地震は事前予測が困難 >>> 初動対応が混乱 3密の発生が懸念

感染症 国内感染期



大規模地震が発生(初動対応・復旧対応)

- 地震災害は突発的に発生するため、発災までの事前準備は困難
- 被害想定を再設定を行い、混乱する初動対応時の感染防止について十分な検討が必要
- 帰宅職員や避難者の受入れ等の一時滞在場所の感染症対策について、場所、備品、換気対策の観点で再検討が必要

緊急時の各対応事項に関する検討事項(例)

検討項目	検討事項
対策本部設置	参集場所や執務場所及び休憩場所等の分散、参集方法
設備・建物損傷	対応人数の制限、衛生備品の備蓄確認
負傷者発生	飛沫防止用対策
避難者滞在場所	換気対策、十分な空間確保、衛生備品
利用者対応	連絡対応、モバイル端末、テレワーク機器の活用

03 感染症流行下における水害発生の場合

感染症 + 水害 の場合における再検討事項

水害は事前予測が可能 >>> 緊急対策の開始とともに最少人数での対応を想定

感染症 国内感染期

台風・豪雨の発生予兆
(水災タイムライン対応)



台風・豪雨の初動対応・復旧対応

- 水害はピーク時期を事前に予想できるため、緊急対策を始める判断基準が重要
- 判断直後から最少人数で初動対応及びサービス継続対応を行う計画を再検討
- 被害発生前に参集可能な職員の把握や優先業務の見直し等の判断基準の設定が重要

緊急時の各対応事項に関する検討事項(例)

検討項目	検討事項
浸水防止対策	損害防止対策、衛生備品の移動、参集可能人数
対策本部設置	参集場所等の分散、参集方法
設備・建物損傷	参集可能人数の把握、衛生備品(防護服・フェイスガード)の配備
災害廃棄物処理	一時保管場所の確保、感染可能性のある廃棄物処理方法

小田原市社会福祉協議会介護サービスセンター	
介護保険サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問介護事業 ○ 介護予防・日常生活支援総合事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国基準訪問型サービス(身体介護/生活援助) ・基準緩和訪問型サービス(生活援助)
障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅介護事業(身体介護/家事援助/通院等介助) ○ 同行援助事業(外出援助<視覚障害者対象>) ○ 地域生活支援事業(移動支援)
自主契約事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小田原市社会福祉協議会自主契約ホームヘルパー派遣事業(身体介護/家事援助/移動介助)

小田原市社会福祉協議会介護サービスセンター業務継続計画(①自然災害対策編)

令和6年3月1日発行(初版)
令和7年4月1日発行(改訂版)

法人名	社会福祉法人小田原市社会福祉協議会
代表者	会長 木村 秀昭
管理者	原 秀人(訪問介護事業所)
所在地	〒250-0055 神奈川県小田原市久野115番地の2 おだわら総合医療福祉会館1階
連絡先	TEL.(0465)35-8143 / FAX.(0465)32-4139

連絡先等一覧表及び様式集については別冊で発行